



令和7年3月卒新規学卒者を対象とする 求人取扱について

**ハローワーク刈谷
ハローワーク碧南**

～説明内容～

- 新規学校卒業者の採用にあたって ・・・ スライドP3～
- 新規学校卒業者の採用選考日程等 ・・・ スライドP7～
- 高卒求人申し込みについて ・・・ スライドP13～
※ 高卒求人の返却について、7月初めの返却を希望される場合、
6月17日までの提出をお願いします。
- 応募前職場見学について ・・・ スライドP25～
- 中卒・大卒等求人について ・・・ スライドP29～
- その他学卒求人申し込みの留意事項 ・・・ スライドP34～

～説明資料～

2024年度新規学校卒業者対象 求人申込みから採用まで
様式・補足資料等（別紙1～9）





新規学校卒業者の採用にあたって

1 採用計画の樹立

- ☑ 中途採用者とは別に、かつ学歴別に適正な採用計画を立て、選考試験や面接も別々に行ってください。
- ☑ 中途採用をしたため学卒求人を取り消す、また大学生を採用したから高卒求人を取り消すこととは認められません。
- ☑ 内定取消し及び入職時期繰下げについて事業主は最大限の企業努力を行う等あらゆる手段を講じ、これを防止することが求められます。

2 採用内定取消し、入職時期繰下げについて

事業主がハローワーク等に通知すべき事項の明確化

やむを得ず、新規学卒者の募集の中止・募集人員の削減・採用内定取消し・入職時期繰下げを行おうとする事業主は、**職業安定局長が定める様式により、あらかじめハローワーク及び学校長に通知することが必要となります。**

(職業安定法施行規則第35条第2項第1号)

採用内定取消しを行った企業名の公表

厚生労働大臣は、採用内定取消しの内容が、厚生労働大臣が定める場合に該当するときは、学生・生徒等の適切な職業選択に資するよう学生・生徒等に情報提供するため、その内容を公表することができることとなります。

(職業安定法施行規則第17条の4)

3 公正な採用選考の実施について

＜基本的な考え方＞

- ・応募者の基本的人権を尊重すること
- ・応募者の適性・能力のみを基準とした採用選考を行うこと
- ・適性や能力に関係のない事項を把握しないこと
- ・応募者に広く門戸を開くこと

公正な採用選考のために

- 適性・能力のみによる採用基準の明確化
- 複数の面接担当者により、適性・能力のみを客観的に評価する選考方法
- 面接担当者全員が公正な採用選考を実行できる社内体制の確立
- 定められた応募様式の使用
 - ⇒新規中卒者…「職業相談票（乙）」
 - ⇒新規高卒者…「全国高等学校統一用紙」
 - ⇒新規大卒者…「新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例」
または「厚生労働省履歴書様式例」

新規学校卒業者の採用選考日程等

4 愛知県における令和7年3月新規学卒者の求人申込み・採用選考日程

	高 校	中 学
6月1日	求人者マイページより高卒用求人受付開始 (求人受付時に返却はできません。)	「中卒用求人票」による求人受付開始 (求人受付時に事業所へ返却)
7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・高卒用求人票の返却 ・事業所による学校への求人連絡、学校訪問開始 ・求人の公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定所による求人連絡開始 (学校への求人の公開は概ね10月以降) ・事業所による学校訪問
9月5日	高校から「統一応募書類」を事業所へ送付	
9月16日	選考開始（選考後は内定可）	
11月1日	一人二社まで応募・推薦可能 (10月31日までは一人一社応募・推薦)	
1月1日		安定所から「職業相談票（乙）」を企業へ送付
1月27日		愛知県内一斉選考日（選考後は内定可）
就業開始日	卒業後	令和7年4月1日以降

高卒求人手続きの流れ

適切な採用活動を！

- 採用計画の樹立
- 公正な採用選考
- 高卒採用のルール

内定状況報告等
(速報、10月・2月予定)

ハローワーク

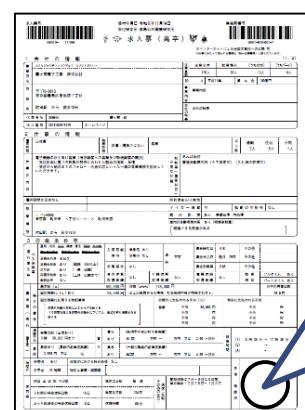
事業主

高等学校

① 求人申込み
(6/1~)

⑨

② 求人票の交付
(7/1~) 【スライド14参照】
※ハローワークの確認印を押した
求人票をお返しします。



③ ※求人票(写)等の
送付 (7/1~)

⑤ 応募前職場見学の受入
(依頼があった場合のみ)

⑦ 選考日【9/16以降】の通知
(応募書類受取後速やかに)

⑧ 採否通知
(選考日以降速やかに
原則7日以内)

④ 選考日
(9/16~)

⑥ 応募書類の送付
(9/5~)

※ハローワークで確認印を押印した求人票のコピーを推薦依頼校に提出してください。
確認印のない求人票は高校で受理されません。
求人票のコピーの裏面に推薦依頼人数を記入していただきます。【スライド22参照】
求人票の原本は事業所で保管してください。

5 高卒採用のルール

愛知労働局、愛知県内の教育行政機関等及び経営者団体等により、愛知県就職問題連絡協議会が開催され「申し合わせ」がされました。

【求人申込みから採用まで P 21 参照】

■ 「一人一社制」

生徒は一つの会社を応募している間は、別の会社を応募することができません。

※**10月31日までの応募・推薦は、「一人一社制」とし、**

11月1日以降の応募・推薦にあたっては「一人二社」まで応募・推薦を可能とする。

(各都道府県別の応募・推薦方法は、求人申込みから採用までP22を参照してください。)

■ 「応募書類」

選考に用いる応募書類は、文部科学省、厚生労働省及び全国高等学校長協会との協議による**「統一応募書類」**以外のものを求めてはいけません。

【求人申し込みから採用までP25~26参考】

■ 「選考試験」

原則、**選考試験は1回**とし複数回行う場合は、求人票の「**補足事項**」欄へ明記してください。

また、**書類選考のみで不採用にすることはできません。**

■ 「選考通知」

事業主は、採否結果は、速やかに学校を通じて生徒に**文書**で通知してください。

また、**不採用の場合、応募書類を学校へ返却してください。**

■ 「選考結果の通知期限」

事業主は、選考後、結果を速やかに**(原則7日以内)**、通知してください。

ハローワークへの報告

①速報

採用選考後、内定等の状況を速やかに報告してください。速報は採否結果の都度報告していただくものです。
報告方法等については求人票交付時にご案内します。

②内定状況調べ

①とは別に、9月頃に報告依頼をハローワークより一斉に送付しますので、報告指定期日までに報告してください。

③採用(内定)状況報告

1月頃に報告依頼をハローワークより一斉に送付しますので、報告指定期日までに報告してください。

■ 「就業開始」

就業開始（実習、研修を含む）は、**卒業後**としてください。

■ 「内定式・健康診断等」

採用内定後、入社前の社内行事（内定式・健康診断など）への参加は、学業への配慮が必要です。

採用内定後、平日に以下の行事に参加させることは控えて下さい。

- ・ 内定式・入社前説明会・健康診断・制服採寸
- ・ その他、高校生の学業に影響を与える行事への参加勧奨など

その他、以下のことに関しても、学業に影響を与えるものと考えられますので控えるようしてください。

- ・ 入社前の研修及びインターンシップへの参加勧奨
- ・ レポート等の提出命令
- ・ 採用内定企業でのアルバイト
- ・ 懇親会等への参加勧奨など

別紙9

採用内定者であります 採用内定後から就業開始までの間、 事業主として配慮が必要です！
採用内定者であっても、卒業するまでは高校生であり学業が本務となることから、以下の点について特に配慮が必要です。
●採用内定後に配慮すべき事項
採用内定後、平日に以下の行事に参加させることは控えてください。
・ 内定式 ・ 入社前説明会 ・ 健康診断 ・ 制服採寸 ・ その他、高校生の学業に影響を与える行事への参加勧奨など
【始約】 高校生において就活活動として学校外が忙めている活動は、「[立派な就職活動]」と「[立派な就活]」と並んで、就職活動としての「[立派な就業]」があります。就業活動は、就業規則で規定した用いことになります。採用内定後、就業規則で規定した用いことをすると、高校生に差し、学生に考慮することの基本費ですから、採用のあらためて就業規則の用いへの参加は認められないことがあります。 対応に考慮してもらうのが最も多く寄せられています。 また、違うまでもなく、企業の行事に参加できないことを理由として採用内定者に不利な扱いが生じることがあってはなりません。
その他、採用内定者に対して配慮が必要なこと
以下のことに關しても、学業に影響を与えるものと考えられますので、控えるようにしてください。
・ 入社前研修への参加勧奨 ・ レポート等の提出命令 ・ 採用内定企業でのアルバイト ・ 懇親会等への参加勧奨など
●就業開始日について
就業開始日については、「要知県就職問題連絡協議会」において以下のとおり申し合せがされています。
新潟県等学校卒業者に係る採用決定者（内定者を含む）の就業開始（実習、研修等を含む）の期日は卒業後とする。
刈谷公民館安定期 企画支援部室 (8.1.8)

高卒求人申し込みについて

6 高卒求人の受付、返却について

- 高卒求人の受付は**6月1日**からです。
- 多数の求人をお受けする関係上、今年度は**6月17日(月)**までにお申し込みいただいた高卒求人は、**7月1日（月）**以降、確認印を押印した求人票（高卒）を返却します。
6月18日以降にお申し込みいただいた場合や書類の不備の確認等に時間をする場合は、7月2日以降、順次返却する見込みとなりますので予めご了承願います。
- 高卒求人票は、**原則ハローワークの窓口で返却**とさせていただきます。郵送を希望される場合、6月17日(月)までにお申し込みいただいた求人は、**7月1日に郵送（発送）**します。6月18日以降に申し込まれた求人は7月2日以降に順次発送いたします。

6 高卒求人の受付、返却について

- 郵送返却を希望される場合は【ハローワークへの連絡事項欄】に希望する返却先住所等（郵便番号、住所、担当者名）を入力してください。

(入力例) 求人票は郵送希望。

〒448-〇〇〇〇　刈谷市〇〇町〇-〇　人事課〇〇まで

- 社会保険労務士の事務代理により求人申し込みを行う場合、
以下を【ハローワークへの連絡事項欄】に入力してください。
 - ・社会保険労務士の事務所名及び氏名
 - ・電話番号
 - ・事務代理による求人申し込みであること
 - ・郵送返却を希望される場合は、上記のように返却先住所等

The screenshot shows a user interface for job application. On the left, there is a blue oval button labeled "マイページから申し込みの場合". Below it, a red dashed box highlights a field labeled "ハローワークへの連絡事項". To the right, there is a large input field with the placeholder text "※こちらに入力してください". Above this input field, there is a note: "全角600文字以内 出力帳票に合わせて縦20行、横30文字で編集します。". At the bottom of the input field, there is a small note: "求人を仮登録するにあたり、ハローワークへ連絡したい事項がある場合に入力してください(求人票には表示されません)。".

7 高卒求人の申込み方法

高卒求人の申込みは「**求人者マイページ**」をご利用ください。

※通信環境などの事情により「求人者マイページ」の利用が困難な場合は、管轄のハローワークにご相談ください。

●求人者マイページから求人申し込みの場合

- ・過去（令和2年1月以降）に提出した高卒求人を転用する ⇒ 【別紙6】参照
- ・新規で高卒求人を申し込む ⇒ 【別紙7】参照

原則、添付書類は不要です。

以下①～③に該当する場合は、メールにて書類の提出をお願いします。

添付書類が必要な場合	提出書類
①推薦依頼校を30校以上指定する	推薦依頼校一覧【別紙1】
②応募前職場見学を特定日に限定する 場合で求人票に入力しきれない場合	応募前職場見学実施予定表 【別紙2】
③就業場所ごとの受動喫煙対策について 求人票に入力しきれない場合	受動喫煙対策について 【別紙3】

別紙 1

推薦依頼高校一覧	
求人番号	職種
■ 求人登録が既に済んでいない場合は、求人登録後に登録してください。(既に登録している場合はマークして下さい)	
■ 推薦依頼(会員)は求人登録の操作までして下さい。	
求人番号	管轄官署名
学 校 名	推薦人数
姓 名	管轄官署名
学 校 名	推薦人数
提出書類	
(複数)	性 別
(複数)	性 別
(求人番号)	

推薦依頼高校一覧【別紙 1】

マイページ入力時に「選考方法登録」の「指定校推薦」欄に推薦依頼高校を30校まで入力できます。

30校以下の場合は、【別紙 1】の提出は不要です。

30校を超える場合は、マイページの「指定校推薦」欄は入力せず、
【別紙 1】に記入して、管轄ハローワークへメールに添付して送信するか
窓口へご持参ください。（メールアドレスは最終ページをご覧ください。）
様式は管轄ハローワークのホームページからもダウンロードできます。

別紙 2

応募前職場見学実施予定表		
事業所名		
担当部署		
担当者名		
電話番号	FAX番号	
1. 7月～9月の実施予定期		
○ 7月～9月までの実施予定期に□のよう印を付けて下さい。		
2022年 7月	2022年 8月	2022年 9月
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
2. 10月以降の実施予定期		
○ 10月以降までの実施予定期に□のよう印を付けて下さい。		
□ 年始	□ 随時	
□ 特定予定期		
3. その他		
○ 事業所連絡先	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
※実施予定期：求人番号		

応募前職場見学実施予定表【別紙 2】

応募前職場見学の受入れについて、特に日にちを指定しない場合は、マイページ入力時に「応募前職場見学」欄の「随時」を選択してください。
特定の日にちを指定される場合は「補足事項欄参照」を選択し、補足事項欄に入力してください。

例) 応募前職場見学実施予定期：7月27日、8月3日、8月5日

見学の受け入れが「随時」の場合や補足事項欄に予定期を入力した場合は、
応募前職場見学実施予定期【別紙 2】の提出は不要です。

予定期を使用する場合は補足事項欄に「応募前職場見学は別紙のとおり」と入力し、**【別紙 2】**に記入して、管轄ハローワークへメールに添付して送信するか窓口へご持参ください。

別紙3

就業場所における受動喫煙対策について				
記入欄				
支社・事業所名	1. あり(原則)	2. あり(喫煙あり)	3. なし(可)	4. その他
「1. あり(原則)」または「2. なし(可)」の欄に記入する特記事項				
就業場所における受動喫煙対策が記載されていない場合は、求人を受理できません。(2020年4月1日～)				

受動喫煙対策について 【別紙3】

就業場所候補が複数あり、就業場所ごとに受動喫煙対策の措置内容が異なる場合に提出してください。
措置内容が同一の場合や補足事項欄に明示した場合は不要です。

求人票には、就業場所における受動喫煙防止のための取組を明示する必要があります。

健康増進法では、20歳未満の者を喫煙可能区域に立ち入らせてはならないとしているため、「就業場所における受動喫煙対策」欄で“2. なし(喫煙可)”を選択した場合は、高卒求人票を受理することができません。

別紙8

求人申込み時の留意点

「受動喫煙防止」のための取組を明示してください

2020（令和2）年1月6日から、ハローワークの求人票の様式が変わり、新たに就業場所における受動喫煙防止のための取組を明示する必要があります。※1

求人の申込みに当たっては、改正健康増進法に規定する施設の類型に応じて、以下のとおり受動喫煙対策について明示してください。

就業場所	改正健康増進法上の施設の類型と受動喫煙を防止するための措置	求人申込み時の明示方法 ～「受動喫煙対策」の選択・記載方法～		
		「有無」欄	「対象」欄	「特記事項」欄
病院、学校、児童福祉施設、行政機関など（2019年7月～）	第一種施設 敷地内禁煙の場合 敷地内に特定屋外喫煙場所設置の場合★	あり	屋内禁煙	「敷地内禁煙」などと記載
		あり	屋内禁煙	「敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置）」などと記載
バス・タクシー、旅客機など（2020年4月～）	禁煙	あり	屋内禁煙	裏面（1）注2を参照
		あり	屋内禁煙	—
事業所、飲食店、ホテル・旅館、鉄道・船舶、その他の施設（2020年4月～）	第二種施設 屋内禁煙の場合 喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室設置の場合★ 適用除外の場所あり（例：宿泊室内など）の場合★	あり	屋内禁煙	—
		あり	喫煙室設置	「喫煙専用室設置」「加熱式たばこ専用喫煙室設置」などと記載
(経過措置) 既存の 営業規模 の小さな 飲食店※2	既存物販 飲食提供 施設 店内の一部を喫煙可能室としている場合★ 店内の全部を喫煙可能室としている場合	あり	喫煙室設置	「喫煙可能室設置」などと記載
		なし (喫煙可)	—	—
喫煙が主目的のバー・スナック、たばこ販売店など（2020年4月～）	喫煙目的施設 店内の一部を喫煙目的室としている場合★ 店内の全部を喫煙目的室としている場合	あり	喫煙室設置	「喫煙目的室設置」などと記載
		なし (喫煙可)	—	—
屋外 (第一種施設を除く)	—	その他	—	「屋外喫煙可（屋外で就業）」などと記載

（注）就業場所に禁煙区域と喫煙可能区域がある場合（★）は、喫煙可能区域での業務があるか否かについて、可能な限り「受動喫煙対策に関する特記事項」欄に記載・入力してください。

記載例：「喫煙可能区域での業務あり」「喫煙可能区域での業務なし」

※1 受動喫煙対策の推進のため、職業安定法施行規則の一部が改正され、2020年4月1日から、労働者の募集や求人の申し込みを行う際に「就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項」の明示義務が課されています。ハローワークでは、求人票の様式を変更し、2020年1月6日以降の求人申込み（変更を含む）から明示していただいているまます。

※2 改正健康増進法に基づく経過措置の対象となる既存の営業規模が小規模な飲食店とは、①2020年4月1日時点で構に存する飲食店などであって、②資本金の額または出資の総額が5,000万円以下で、③客席面積が100m²以下、のすべてを満たすものに限られます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030131頁2

8 入力にあたっての留意事項

【別紙5】求人票(転用時)の確認ポイント、【別紙6】高卒求人の転用方法、

【別紙7】高卒求人を新規で登録する を参照してください。

★職業安定法施行規則改正により、令和6年4月1日以降、求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の明示をお願いします。【求人申込みから採用までP66～67】及び【別紙5～7】を参考に各欄（①「仕事の内容」欄、②③「補足事項」欄）に入力してください。

①従事すべき業務の変更の範囲

（入力例）「変更範囲：会社の定める業務」「変更範囲：変更なし」

②就業場所の変更の範囲

（入力例）「転勤範囲：〇〇営業所（〇〇県〇〇市）」「転勤範囲：会社の定める営業所」

③有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

（入力例）「更新上限：有（通算契約期間〇年/更新回数〇回）」

（1）求人票の単位は「職種」「就業場所」「雇用形態」ごと

求人申込書は職種・就業場所・雇用形態別に作成

（2）「仕事の内容」

できる限り具体的に入力（生徒が最も重要視する項目の一つです！）

（3）「既卒者・中退者等の応募可否」

- 高校既卒者や中退者の応募の可否を入力

- 既卒応募が可の場合、卒業後概ね何年以内まで応募可能かを入力

（4）「就業時間・時間外労働・休日等」就業規則や36協定を確認して入力

- 労働時間は休憩時間を除いて1週間40時間以内、1日8時間以内（原則）

- 月平均残業時間は30時間、1年単位変形労働時間は27時間まで（例外有）

(5) 「試用期間」

試用期間を「あり」と選択した場合は試用期間中の労働条件を選択の上、試用期間の具体的な期間を「補足事項」欄に入力してください。また、試用期間中の労働条件が異なる場合は、「補足事項」欄に試用期間中の条件を入力してください。

(6) 「賃金・手当欄」

- ・「現行」か「確定」のいずれかを選択。

入力する賃金が現在支払われている賃金額である場合は「現行」を、入社時の賃金として確定している場合は「確定」を選択してください。

- ・基本給には手当を含めないでください
- ・固定残業代制を採用している場合は、「固定残業代」欄に金額と、「固定残業代に関する特記事項」欄に「●●手当は、時間外労働の有無にかかわらず、固定残業代として支給し、●時間を超える時間外労働は追加で支給」と入力
- ・毎月必ず支給される手当は「定額的に支払われる手当(b)」欄へ記入（※残業手当は含まない）
- ・家族手当や皆勤手当等、条件により支給される手当は「特別に支払われる手当」欄へ入力
- ・通勤手当は「通勤手当」欄へ入力

(7) 「年次有給休暇」

- ・雇入れの日から起算して、6ヶ月後に最低10日

(8) 「受付期間」「選考日」

- ・受付開始日は9月5日以降、選考開始日は9月16日以降

(9) 「複数応募」

- ・複数応募の可否、可の場合受付開始日を入力
- ・受付開始日は11月1日以降（愛知県）

(10) 「補足事項」「求人条件にかかる特記事項」

- ・各欄に入力しきれなかった内容や応募上の注意事項等を入力

▼『補足事項』欄に入力が必要な主な項目

	登録情報	入力内容	入 力 例
<input type="checkbox"/> 試用期間あり	試用期間	試用期間	試用期間 3ヶ月
<input type="checkbox"/> 試用期間中の条件「異なる」	試用期間中の条件	試用期間中は時間給 1100円 試用期間中は○○手当は支給しません	
<input type="checkbox"/> 求人申込時に就業場所が特定できない	就業場所の決定方法、 決定時期など	就業場所は通勤時間などを考慮し、○月○日までに決定	
<input type="checkbox"/> 転勤の可能性「あり」	転勤の可能性がある範囲	転勤範囲：○○営業所（○○県○○市）、転勤範囲：会社の定める営業所	
<input type="checkbox"/> 特別に支払われる手当について、求人の職種で 勤務している（することとなる）従業員のうち支 給対象とならない者がいる（場合がある）。	支給条件等	家族手当：配偶者 10000円、子供一人につき 5000円 資格手当：○○資格取得者 5000円	
<input type="checkbox"/> 特定曜日のみ通常勤務と異なる時間帯がある	曜日を特定して注釈を 記入	就業時間 2 は土曜日の就業時間です	
<input type="checkbox"/> フレックスタイム制である	フレキシブルタイム、コアタイ ムの時間帯	就業時間 1 は標準となる就業時間帯、フレキシブルタイムは○時～○時、コアタイムは○時 ～○時です	
<input type="checkbox"/> 变形労働時間制であり、具体的な就業時間の 記載が難しい場合	就業時間の詳細など	変形労働時間制（1か月単位）により、始業は○時～○時、就業は○時～○時とし、 シフト表で決定する 変形労働時間制（1年単位）により、指定の始終業時刻は業務繁忙期の○月～○月 は○時～○時、○月～○月は○時～○時とし、所定休日は年間カレンダーで指定	
<input type="checkbox"/> 応募前職場見学「補足事項欄参照」を選択	見学可能日など	応募前職場見学は○月○日、△日を予定しています 応募前職場見学実施予定表 参照	
<input type="checkbox"/> 入社日が4月初旬ではない	入社日	入社日：3月21日	
<input type="checkbox"/> 二次面接がある	一次面接の何日後に実施 するか	二次面接あり（一次面接後○日以内に実施）	

▼『求人条件にかかる特記事項』欄に入力が必要な主な項目

	登録情報	入力内容	入 力 例
<input type="checkbox"/> マイカー通勤「可」	駐車場の有無	無料駐車場あり / 駐車場なし	
<input type="checkbox"/> 昇給日が1年経過後（翌年4月2日以降）	昇給する（予定）日	新規高卒者の昇給予定日：翌年○月○日	
<input type="checkbox"/> 賞与の規定はあるが、前年度支給実績がない	記載内容についての説明	前年度新規学卒者採用なしのため賞与実績がないが賞与規定あり	
<input type="checkbox"/> 入居可能住宅「あり」	利用条件、宿舎費用など	通勤時間が片道○時間以上かかる場合のみ利用可能 宿舎費 月 30000円（部屋により異なる）	
<input type="checkbox"/> 選考旅費「あり」	支給要件など	選考旅費上限あり○○円	
<input type="checkbox"/> 赴任旅費「あり」	支給要件など	赴任旅費上限あり○○円	
<input type="checkbox"/> 月額換算額 (日給、時間給の場合)	計算式	基本給 1100円×7時間×20日=154000円	

9 指定校推薦の入力について

ハローワークへの求人申込入力時

学校名や推薦人員数について、
マイページに指定校推薦欄に入力

「補足事項」欄に
「推薦依頼総数●校●人（貴校　人）」
と入力してください。

※ 推薦人数は必要最低限の人数にしてください。
(なるべく求人数の3倍程度)

高校への求人票提出時

求人票の写しを7月1日以降に
各指定高校へ提出いただく際に、
高校ごとに補足事項欄の
推薦依頼総数記載部分に
「（貴校●人）」
と記載してください。

※ ハローワークで確認印を押印した
求人票は、原本を事業所で保管し、
コピーを各校へ提出してください。

«例»

5 補足事項・特記事項

補足事項	* 入社日：4月1日
	* 試用期間3ヶ月（同条件）
	「推薦依頼総数2校5人（貴校　人）」

ここは空欄

5 補足事項・特記事項

補足事項	* 入社日：4月1日
	* 試用期間3ヶ月（同条件）
	「推薦依頼総数2校5人（貴校　3人）」

例えば、A高校に3人、B高校に2人推薦依頼する場合、
A高校用の高卒求人票（写）には（貴校3人）、
B高校用の高卒求人票（写）には（貴校2人）と記入して
各高校に提出してください。

10 推薦依頼校、高校管轄安定所検索資料

推薦依頼校を決める際には、「高卒就職情報WEB提供サービス」ホームページを参考にしてください。

アドレス <https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/>

上記HP内に「**全国高等学校便覧**」がありますので、推薦依頼を行う際の参考としてください。こちらには、全国の高等学校の卒業者数や就職者数などのデータが掲載されています。令和6年4月1日現在のデータは7月上旬に公開予定。

11 高卒用求人票のインターネット公開について

- 高卒求人票の公開方法は2通りあり、片方または両方を選択することが可能です。

1. 推荐依頼校への求人連絡

事業主が推薦依頼校へ求人票を提出します。

2. 高卒就職情報WEB提供サービスへの掲載（全国公開）

高校の進路指導教諭のみ閲覧可能なため、全国の高校から応募連絡があります。
地域、学校名、課程（全日、定時制）などで差別的取扱いは不可。

- 公開方法と公開希望の選択

公開方法	求人申し込み時の公開希望の選択
①推薦依頼校のみに公開	4.求人情報を公開しない
②全国の高校に公開	1.事業所名等を含む求人情報を公開する
③推薦依頼校+全国の高校に公開	1.事業所名等を含む求人情報を公開する

12 求人内容を訂正・変更する場合について

求人票交付後の条件変更は原則としてできませんが、やむを得ず求人内容の訂正や変更を行わなければならない場合は、ハローワークに届け出ていただく必要があります。（管轄ハローワークに事前連絡をお願いします。）

【別紙4】「高卒求人内容訂正・変更届」と、訂正・変更前の「高卒求人票」（受付印のあるもの）を提出してください。

推薦依頼校へは、訂正・変更後の求人票を提出してください。

本来あってはならないことですが、「求人取消」「求人数削減」「採用内定取消」「入職時期の繰り下げ」等が発生する可能性が生じた場合は、上記の届け出による変更や訂正はできません。事前に別途ハローワーク及び学校に対する正式な通知が必要となります。

13 推薦依頼校を追加する場合について

求人申込後において、推薦依頼校を追加する場合は、【別紙1】「推薦依頼高校一覧」に追加する高校名、推薦を希望する生徒の人数などを記入してハローワークにメールで提出してください。

推薦開始日の9月5日以前に追加する場合は、補足事項欄を変更し、求人票も差し替えますので、変更後の求人票を推薦依頼校へ提出してください。

応募前職場見学について

14 「応募前職場見学」について

■生徒の応募前職場見学にご協力ください。

生徒が応募先企業を選択する際の助けとなり、事前の理解不足からくる早期離職の防止を目的としています。
学校の夏休み期間に行うよう配慮してください。

■見学は応募・採用選考ではありません。

生徒本人の状況を聴取するなど、採用選考類似行為や事前選考になるような行為は、行わないようにしてください。

見学が受入可能な場合は、「応募前職場見学」欄に「可」と選択してください。

可の場合、「隨時」又は「補足事項欄参照」を選択してください。

「補足事項欄参照」を選択場合は、「補足事項」欄に予定日を入力してください。

「補足事項」欄に入力しきれない場合は「応募前職場見学は別紙のとおり」と入力し、

【別紙2】「応募前職場見学予定表」をハローワークへメールに添付し送信してください。
これにより、受入可能日時を指定していただけます。

15 応募前職場見学の流れ

学校から応募前職場見学の依頼があります。



職場見学実施時に生徒から「職場見学のお願い」と
「職場見学確認書」が提出されます。



「職場見学確認書」を記入し、学校へご報告ください。

★ 「職場見学のお願い」以外の書類の提出を
求めないでください。

職場見学のお願い

様式 17

年 月 日

(事業所名)

人事担当者 殿

(学校名)

学校長

連絡先電話番号

連絡先教諭名

職場見学のお願い

この度、別紙の生徒が、貴社の見学を希望していますので、受入れ方よろしくお願いします。

また、職場見学をその後の就職指導に役立てるため、職場見学確認書に貴社の人事担当者の署名をいただいて帰るよう生徒に指導しています。誠に恐縮ですが、別紙の確認書にご記入の上、生徒にお渡しくださるようお願いいたします。

《お願い》

職場見学は、生徒が応募先を決定するのに先立って、実際の仕事や職場への理解を深めるために行うものです。

そのため、職場見学の受入れに当たっては、採用選考とならないよう、次についてご留意いただくようお願いいたします。

- 応募書類をはじめとして生徒に書類の提出を求めないでください。
- 採用選考に直接つながる質問をしたり、内定と受け取られるような話をしたりしないようにしてください。

高等学校が作成し事前に送付又は生徒が持ってきます。

職場見学確認書

会社名: _____

職場見学確認書

見学日 年 月 日(曜日)
学校名

生徒氏名	希望職種	求人番号	参加

◇ 上記生徒のうち、参加欄に「○」を付けた生徒は、確かに当社を見学しました。

担当(役職名) ご 氏 名	
学校への連絡	

(注) 当日に訪問しました生徒の氏名(同日に複数の職場見学を行ったときは複数の氏名)を記入してください。

特に、学校へ伝える事項がある場合は「学校への連絡」欄に記入してください。

生徒が持ってきますので、
ご記入の上、生徒に渡す等、
学校へご提出ください。

中卒・大卒等求人申込みについて

16 中卒求人に係る提出書類について

中卒求人の申込み手続きは中卒用求人票（手書き用紙）による申込みとなります。

求人者マイページから申し込むことはできません。

中卒求人の申込みを希望される場合は、必要書類を送付しますので管轄ハローワークまでご連絡ください。

«提出書類»

1. 中卒用求人票（手書き用紙） → 【求人申し込みから採用までP11~12参照】

2. 青少年雇用情報シート → 【求人申し込みから採用までP13~15参照】

3. 受動喫煙対策について【別紙3】

→就業場所候補が複数あり、就業場所ごとに受動喫煙対策の措置内容が異なる場合は提出してください。補足事項欄に明示した場合は不要です。

★令和6年4月1日職業安定法施行規則改正に伴い、中卒求人についても新たに以下の事項について明示することが必要となりました。

①従事すべき業務の内容の変更の範囲 ②就業場所の変更の範囲 ③有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

記入箇所や記入方法については、【求人申込みから採用まで p 11~12、66~67】をご覧ください。

17 中卒求人を作成する際の留意事項

- 中卒者については、特に求人活動のルール制約や就業についての制限があります。
(時間外労働・休日労働の禁止、深夜労働の禁止、変形労働時間制の適用除外等)
- 受動喫煙防止義務が課される施設は屋内の受動喫煙対策が必要です。受動喫煙対策を講じていない場合は求人受理できません。また、20歳未満の者は喫煙可能区域での就業が禁じられていますので、就業場所が喫煙可能区域である中卒求人は受理できません。

18 中卒求人票の交付

ハローワークで受理した中卒求人票は、受付印を押印し、コピーを受理時にお渡しします。原本はハローワークで保管します。

中卒求人は高卒求人と違い、指定校推薦制度はありません。

求人連絡欄に、公開を希望する地域の管轄ハローワーク名と連絡求人数を記入していくだけと、7月以降、当所から該当ハローワークへ求人を連絡します。

求人連絡を受けたハローワークは、9～10月にかけて求人を取りまとめ、管内中学校へ情報提供します。

19 中卒採用のルール

■ 応募書類

選考に用いる応募書類は「職業相談票（乙）」とし、企業は「職業相談票（乙）」以外のものを求めるすることはできません。

■ 選考日

愛知県では**令和7年1月27日（月）**を一斉選考日としています。

当日または当日以降の日時を設定し、中学校を通じて**文書**で生徒に通知してください。

■ 選考結果通知

採否結果は速やかに中学校を通じて**文書**で生徒に通知してください。

併せて、「採否結果通知書」によりハローワークにもご報告ください。通知書は、求人申込みハローワークおよび求職者管轄ハローワークの両方へ提出してください。不採用の場合は、応募書類を求職者管轄ハローワークに返送してください。不採用通知が遅れますと、生徒が他社へ応募する機会が失われますのでご配慮をお願いします。

■ 就業開始

就業開始（実習、研修を含む）は、**令和7年4月1日以降**としてください。

20 大卒等求人について

大卒等卒業予定者対象の求人申込みは、**求人者マイページ**をご利用ください。

求人者マイページからの申込みが困難な場合は、管轄のハローワークにご相談ください。

※事業主は各大学等へ直接求人申込みを行うことができます。直接、申込みをする際には、求人票は各大学等の所定のものを使用してください。

- 令和6年度 大学等卒業予定者（令和7年3月卒業）対象の求人は、令和6年2月1日より求人受付、令和6年4月1日から求人票の公開が開始されています。
- 採用選考活動（紹介等）の開始は**令和6年6月1日**からです。

※令和3年9月21日から求人者マイページに新しい機能が加わり、「オンライン自主応募」の受付ができるようになりました。
オンライン自主応募とは、ハローワークインターネットサービスに掲載した求人に対して、求職者がハローワークを介さずにマイページを通じて直接応募することをいいます。

オンライン自主応募の受付を希望する場合は、注意点をよくお読みいただき、内容をご理解いただいたうえで受付の設定をご検討ください。

オンライン自主応募は、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金の対象外となりますのでご注意ください。
新規大学等卒業・修了予定者については、卒業・修了年度の6月1日以降に採用選考活動を開始するよう要請しています。

オンライン自主応募を受け付ける場合も、この要請を遵守してください。

オンライン自主応募により求職者が求人に応募すると、求人者マイページに応募通知（オンライン自主応募）が届きます。
ハローワークからの連絡はありません。オンライン自主応募を受け付ける場合は、求人者マイページを定期的に確認してください。

【求人申込みから採用まで p 45を 参照してください。】

その他学卒求人申し込みの留意事項

法令を遵守した求人の申込みを！

■ 労働基準法関係

週40時間労働制

変形労働時間制を正しく活用

時間外労働をさせる場合は、労使協定を締結（36協定）し、事前に監督署へ届出

■ 各種加入保険関係

労働保険（雇用・労災）、厚生年金、健康保険に加入

■ 高齢者雇用安定法関係

希望者全員が65歳まで働く（義務）

70歳までの就業機会の確保（努力義務）（令和3年4月1日～）

■ 改正健康増進法関係

受動喫煙防止措置義務が課される施設については、屋内の受動喫煙対策が必要
(令和2年4月1日～)

求人申込み内容が、法令に違反するときは、受理できません。

求人の不受理について

職業安定法第5条の6

ハローワークでは、以下のいずれかの要件に該当する場合には、求人の申込みを受理しません。

令和2年3月30日より、④～⑥の要件が、改正職業安定法により追加されました。

- ① 内容が法令に違反する求人
- ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
- ③ 求人者が労働条件を明示しない求人
- ④ 一定の労働関係法令違反のある求人者による求人
- ⑤ 暴力団員などによる求人
- ⑥ 職業紹介事業者からの報告の求めに応じなかつた求人者による求人

若者雇用促進法について

(青少年の雇用促進等に関する法律昭和45年法律第98号)

- 少子化に伴い労働力人口が減少する中、若者が安定した雇用の中で経験を積みながら職業能力を向上させ、働きがいを持って仕事に取り組んでいくことができる社会を築くことは、全員参加型社会の実現を図り、我が国全体の生産性の向上を図る上で、ますます重要な課題となっています。
- 若者雇用促進法は、若者の適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に規定した法律であり、平成27年10月1日から施行（一部、平成28年3月1日または平成28年4月1日から施行）されています。

若者雇用促進法のポイント

1 青少年雇用情報の提供（法第11・14条）

労働条件を的確に伝えることに加えて、勤続年数などの職場情報を新卒者等に提供することが『若者雇用促進法』によって義務付けられました。

この仕組みにより、新卒者等が企業の就労実態などを理解した上で応募するようになり、ミスマッチによる早期離職の解消を図るものです。

新卒者等（※）であることを条件とした募集・求人申込みを行う場合に、高卒・大卒等求人では『求人者マイページの青少年雇用情報欄』、中卒求人では『青少年雇用情報シート』による情報提供が必要です。

2 ユースエール認定制度（法第15～17条）

若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な中小企業（※）を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

* 常時雇用する労働者が300人以下の事業主

当該認定制度の詳細は以下の案内ページからご確認していただけます。

愛知労働局 HP <https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>

トップページの「ユースエール認定制度」バナーより関連サイトへアクセスできます。

▼ 青少年雇用情報シート（中卒用）



青少年雇用情報シート(企業全体での【正社員／正社員以外】に関する情報です)
※個人を直接勤めていたり、間接的に勤めていたりする者について記載した情報となります。

事業者名	法人番号	郵便番号
直近3事業年度の新卒者等の採用者数	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	直近3事業年度の新卒者等の離職率
直近3事業年度の新卒者等の採用者数(男性)	直近3事業年度の新卒者等の採用者数(女性)	直近3事業年度の新卒者等の採用者数(年齢別)
直近3事業年度の新卒者等の採用者数(学年別)	直近3事業年度の新卒者等の採用者数(性別別)	直近3事業年度の新卒者等の採用者数(年齢別・性別別)
直近3事業年度の新卒者等の採用者数(学年別・性別別)	直近3事業年度の新卒者等の採用者数(年齢別・性別別)	直近3事業年度の新卒者等の採用者数(年齢別・性別別)

2. 就業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況
①研修の実施及びその内容
②自己啓発支援の実施及びその内容
③マナー教育の実施
④キャリアコンサルティング制度の実施及びその内容
⑤社内定着率の実施及びその内容

企業全体の情報	【】に関する情報
直近3事業年度の新卒者等の就業率	直近3事業年度の新卒者等の平均就業日数
直近3事業年度の新卒者等の平均就業日数	直近3事業年度の新卒者等の就業率
直近3事業年度の新卒者等の離職率	直近3事業年度の新卒者等の離職率
直近3事業年度の新卒者等の離職率	直近3事業年度の新卒者等の離職率

3. 地域への貢献の仕組に関する取組の実施状況
①新規出店の実施状況
②新規出店の実施状況
③新規出店の実施状況
④新規出店の実施状況

企業全体の情報	【】に関する情報
直近3事業年度の新卒者等の就業率	直近3事業年度の新卒者等の平均就業日数
直近3事業年度の新卒者等の平均就業日数	直近3事業年度の新卒者等の就業率
直近3事業年度の新卒者等の離職率	直近3事業年度の新卒者等の離職率
直近3事業年度の新卒者等の離職率	直近3事業年度の新卒者等の離職率

新卒者等採用者
数・離職者数は、
令和5年度、
令和4年度、
令和3年度
(直近3事業年度)
の状況について
記入してください。

※ 新卒者等の範囲は以下のとおりです。

- ① 学校（小学校及び幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設に在学する者で、卒業することが見込まれる者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
- ③ 上記新卒求人に応募できる①、②の卒業者及び修了者

可能な限り全ての項目を記入していただくようお願いします。

【求人申込みから採用まで p 13~15 参照】

▼ 高卒求人の転用方法【別紙6】

企業の職場情報

新卒者等採用者数 (単位) 人

令和 5 年度 5 人

令和 4 年度 4 人

令和 3 年度 3 人

新卒者等離職者数 (単位) 人

令和 5 年度 人

令和 4 年度 人

令和 3 年度 人

男性新卒者等採用者数 (単位) 人

令和 5 年度 人

令和 4 年度 人

令和 3 年度 人

募集・採用に関する情報
できる限り項目を一覧化し、いわゆる新規採用入力が見なってあります。

求人申込・問合せ先

窓口来所による求人受付時間は原則**8:30～16:00**です。

刈谷市・安城市・知立市・大府市・高浜市の事業所は…

ハローワーク刈谷 (刈谷公共職業安定所) 企業支援部門

〒448-8609 刈谷市若松町1-46-3

TEL : 0566-21-5003

碧南市の事業所は…

ハローワーク碧南 (刈谷公共職業安定所碧南出張所) 学卒求人担当

〒447-0865 碧南市浅間町1-41-4

TEL : 0566-41-0327

◆ 高卒求人添付資料送付先メールアドレス

ハローワーク刈谷 **hw_kariya_cs@mhlw.go.jp**

様式のダウンロードは

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/gakusotsu_00586.html

ハローワーク刈谷



ハローワーク碧南 **heki-gakusotsu@mhlw.go.jp**

様式のダウンロードは

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/list/hekinan/jigyounushi/_119922.html

ハローワーク碧南



メールで提出する場合は、件名に「事業所名」「高卒求人添付資料」、本文に「事業所番号」「連絡先」を記載していただき、資料を添付して送信してください。

不審メールと区別するため、上記の記載にご協力ください。

記載内容が不十分なメールについては削除させていただく場合がありますので予めご了承ください。

※ 添付ファイルは最大10MBです。

※ 添付ファイル等に個人情報が含まれる場合は、必ずパスワードを設定してください。
パスワードについては、別途上記メールアドレスあてにお知らせください。

※ 添付書類等の受信用メールアドレスです。メールでのお問い合わせには回答できませんのでご了承願います。

◆ 学卒求人 参考資料

ハローワーク刈谷のホームページに学卒求人の参考資料を掲載しています。

(新規学卒者初任給情報、学卒求人説明会資料など)

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/gakusotsu_00001.html

ハローワーク刈谷

